

○産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令の一部を改正する命令

産業競争力強化法に基づく認定技術等情報漏えい防止措置認証機関に関する命令（平成三十年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第十二中「第2条第19項第1号」を「第2条第26項第1号」に、「第2条第19項第2号」を「第2条第26項第2号」に改める。

附 則

この命令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

○技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する指針の一部を改正する告示 新旧

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する基本的な方向 事業者にとっての競争力の源泉となる技術等情報（技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報をいう。以下同じ。）が、サイバー攻撃や人を介して事業者の外に流出するような事態が散見される中で、こうした事態の発生は、当該事業者の競争力そのものを損なうことのみならず、サプライチェーンの安定性に影響を及ぼすとともに、当該事業者に対す	第1 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する基本的な方向 事業者にとっての競争力の源泉となる技術等情報（技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報をいう。以下同じ。）が、サイバー攻撃や人を介して事業者の外に流出するような事態が散見される中で、こうした事態の発生は、当該事業者の競争力そのものを損なうことのみならず、サプライチェーンの安定性に影響を及ぼすとともに、当該事業者に対す

る外部からの信用を毀損し、共同研究等オープンイノベーションに取り組む際の課題の一つとなっている。

そのため、技術等情報の適切な管理が我が国の産業競争力の維持及び強化の点から重要であることや、様々なデータの流通が国内外で本格化する中でそのセキュリティを確保することが求められること等を踏まえ、事業者は、自らの有する経営資源や置かれている経営環境等に鑑み、確実に守るべき技術等情報を見極めた上で、産業競争力強化法（以下「法」という。）第二条第二十五項に規定する技術等情報漏えい防止措置の実施、政府全体で推進するデータの適切な保護及び流通の仕

る外部からの信用を毀損し、共同研究等オープンイノベーションに取り組む際の課題の一つとなっている。

そのため、技術等情報の適切な管理が我が国の産業競争力の維持及び強化の点から重要であることや、様々なデータの流通が国内外で本格化する中でそのセキュリティを確保することが求められること等を踏まえ、事業者は、自らの有する経営資源や置かれている経営環境等に鑑み、確実に守るべき技術等情報を見極めた上で、産業競争力強化法（以下「法」という。）第二条第二十三項に規定する技術等情報漏えい防止措置の実施、政府全体で推進するデータの適切な保護及び流通の仕

組みにあわせた対策等を実施していくことが重要である。特に、事業者が、自らが実施する技術等情報漏えい防止措置が同条第二十六項第一号の技術等情報の漏えいを防止するために必要なものとして技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（令和六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 号。以下「技術等情報漏えい防止措置基準」という。）に適合している旨の認証を、法第六十八条第一項の規定に基づく認定を受けた者（以下「認定技術等情報漏えい防止措置認

組みにあわせた対策等を実施していくことが重要である。特に、事業者が、自らが実施する技術等情報漏えい防止措置が同条第二十四項第一号の技術等情報の漏えいを防止するために必要なものとして技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（令和六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 号。以下「技術等情報漏えい防止措置基準」という。）に適合している旨の認証を、法第六十八条第一項の規定に基づく認定を受けた者（以下「認定技術等情報漏えい防止措置認

証機関」という。）から取得しようとする場合には、必要に応じて当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関からの指導及び助言も受けつつ、確実に守るべき技術等情報を見極めることが重要である。

こうした状況も踏まえ、主務省は、政府全体で推進するデータの適切な保護や流通の仕組みの検討等に即して、技術等情報漏えい防止措置基準の見直しを適切に実施するとともに、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の適切な管理及びこの指針の第２に定める事項に沿って施策を実施すること等を通じて、事業者における技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するものとする。

証機関」という。）から取得しようとする場合には、必要に応じて当該認定技術等情報漏えい防止措置認証機関からの指導及び助言も受けつつ、確実に守るべき技術等情報を見極めることが重要である。

こうした状況も踏まえ、主務省は、政府全体で推進するデータの適切な保護や流通の仕組みの検討等に即して、技術等情報漏えい防止措置基準の見直しを適切に実施するとともに、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の適切な管理及びこの指針の第２に定める事項に沿って施策を実施すること等を通じて、事業者における技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するものとする。

第2 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する施策に関する基本的な事項

1 (略)

2 主務省は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関又は法第二条第二十五項に規定する技術等情報漏えい防止措置を実施する事業者からの要請も踏まえつつ、技術等情報漏えい防止措置に関するパンフレットの作成及び配布、技術等情報漏えい防止措置に係る説明会の開催その他の技術等情報漏えい防止措置の適切な実施に関し必要な知識及び能力の向上を図るために必要な施策を適切に実施するものとする。また、技術等情報漏えい防止措置に関する自己チェックリストの作成及び配布

第2 技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関する施策に関する基本的な事項

1 (略)

2 主務省は、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関又は法第二条第二十三項に規定する技術等情報漏えい防止措置を実施する事業者からの要請も踏まえつつ、技術等情報漏えい防止措置に関するパンフレットの作成及び配布、技術等情報漏えい防止措置に係る説明会の開催その他の技術等情報漏えい防止措置の適切な実施に関し必要な知識及び能力の向上を図るために必要な施策を適切に実施するものとする。また、技術等情報漏えい防止措置に関する自己チェックリストの作成及び配布

その他の技術等情報漏えい防止措置を実施しようとする事業者が技術等情報漏えい防止措置を適切に実施しているかどうかを自ら確認するために必要な施策を適切に実施するものとする。

3・4 (略)

第3 技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法について法第六十八条第一項の認定の基準となるべき事項

1・2 (略)

3 法第二条第二十六項第一号に掲げる業務から生じるリスクに対して、保険、準備金等により備える対応をしていること。

第4 中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実

その他の技術等情報漏えい防止措置を実施しようとする事業者が技術等情報漏えい防止措置を適切に実施しているかどうかを自ら確認するために必要な施策を適切に実施するものとする。

3・4 (略)

第3 技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法について法第六十八条第一項の認定の基準となるべき事項

1・2 (略)

3 法第二条第二十四項第一号に掲げる業務から生じるリスクに対して、保険、準備金等により備える対応をしていること。

第4 中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実

施の促進に関し配慮すべき事項

1
(略)

2 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するため、次に掲げる事項を踏まえて、技術等情報漏えい防止措置認証業務を実施するものとする。

一 法第二条第二十六項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極めや技術等情報漏えい防止措置に係る認証の取得のために必要となる事項についての指導及び助言を実施する場合には、中小企業者において過度なコストがかからないよう中小企業者の実情を適切

施の促進に関し配慮すべき事項

1
(略)

2 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するため、次に掲げる事項を踏まえて、技術等情報漏えい防止措置認証業務を実施するものとする。

一 法第二条第二十四項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極めや技術等情報漏えい防止措置に係る認証の取得のために必要となる事項についての指導及び助言を実施する場合には、中小企業者において過度なコストがかからないよう中小企業者の実情を適切

に踏まえること。特に、技術等情報漏えい防止措置に初めて取り組む中小企業者に対しては、技術等情報漏えい防止措置基準のうちの義務項目を明確に示すこと等により、中小企業者において過度なコストのかからない対策が何かを具体的に説明するよう努めること。

二 法第二条第二十六項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極め等についての指導及び助言を実施する場合には、必要に応じて、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して、当該業務の対象となる中小企業者を取り巻く事業環境等の必要な情報（独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供できる範囲の情

に踏まえること。特に、技術等情報漏えい防止措置に初めて取り組む中小企業者に対しては、技術等情報漏えい防止措置基準のうちの義務項目を明確に示すこと等により、中小企業者において過度なコストのかからない対策が何かを具体的に説明するよう努めること。

二 法第二条第二十四項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極め等についての指導及び助言を実施する場合には、必要に応じて、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して、当該業務の対象となる中小企業者を取り巻く事業環境等の必要な情報（独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供できる範囲の情

報であつて、当該範囲について独立行政法人中 小企業基盤整備機構との間で合意を得たものに 限る。）の提供を求めること。 三（略） 3（略）	報であつて、当該範囲について独立行政法人中 小企業基盤整備機構との間で合意を得たものに 限る。）の提供を求めること。 三（略） 3（略）
---	---

○技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する告示 新旧

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第一 基本的な技術等情報漏えい防止措置認証業務の運営 1 文書の作成 産業競争力強化法（以下「法」という。）第六十八条第一項の規定に基づき認定を受けようとする者（認定を受けた者を含む。以下総称してこの告示において「機関」という。）は、この告示で求められている事項であって、その機関内で法<u>第二条第二十六項</u>に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務に係る者が従う	第一 基本的な技術等情報漏えい防止措置認証業務の運営 1 文書の作成 産業競争力強化法（以下「法」という。）第六十八条第一項の規定に基づき認定を受けようとする者（認定を受けた者を含む。以下総称してこの告示において「機関」という。）は、この告示で求められている事項であって、その機関内で法<u>第二十四条</u>に規定する技術等情報漏えい防止措置認証業務に係る者が従う

べきものを文書（当該文書の改正等を管理するための手順に係るものを含む。）として作成し、保管するとともに、当該関係する者が常にご利用できるようにするものとする。

2 秘密の保護

機関は、認証業務（法第二条第二十六項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）又は指導助言業務（同項第二号に掲げる業務をいう。以下同じ。）を実施する過程において依頼者（事業者であって、技術等情報漏えい防止措置が技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（令和六年

べきものを文書（当該文書の改正等を管理するための手順に係るものを含む。）として作成し、保管するとともに、当該関係する者が常にご利用できるようにするものとする。

2 秘密の保護

機関は、認証業務（法第二条第二十四項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）又は指導助言業務（同項第二号に掲げる業務をいう。以下同じ。）を実施する過程において依頼者（事業者であって、技術等情報漏えい防止措置が技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準（令和六年

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 号。以下「技術等情報漏えい防止措置基準」という。以下同じ。）に適合している旨の認証を機関に求める者又は技術等情報漏えい防止措置を適切に実施するための指導及び助言を求める者をいう。以下同じ。）から取得した情報、苦情又は異議申立ての処理の過程で機関の外部の者から取得した情報その他認証業務又は指導助言業務に関して機関の外部の者から取得した情報について、原則として全て秘密として取り扱い、法第七十二条の趣旨に即して、次に掲げる事項に従って、責任をもつ

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 号。以下「技術等情報漏えい防止措置基準」という。以下同じ。）に適合している旨の認証を機関に求める者又は技術等情報漏えい防止措置を適切に実施するための指導及び助言を求める者をいう。以下同じ。）から取得した情報、苦情又は異議申立ての処理の過程で機関の外部の者から取得した情報その他認証業務又は指導助言業務に関して機関の外部の者から取得した情報について、原則として全て秘密として取り扱い、法第七十二条の趣旨に即して、次に掲げる事項に従って、責任をもつ

て管理するものとする。ただし、公知化されて いる情報、認証業務若しくは指導助言業務の実 施若しくは苦情若しくは異議申立ての処理の過 程において公知化された情報又は秘密保持に関 する契約において秘密保持の対象から明確に除 外されている情報については、この限りでな い。 一～五 (略)	
3 (略)	3 (略)